

定額減税 調整給付金支給確認書を送付しています

問 税務課 住民税係 ☎0965-52-5853

調整給付金とは、定額減税しきれないと見込まれる人に、定額減税しきれない額を1万円単位で支給するものです。8月9日付けで税務課から「確認書」を送付していますので、給付金の受け取りを希望する人は、**10月31日☎まで**に申請してください。

! 定額減税の対象は「前年の合計所得金額が1,805万円以下で住民税所得割の納税義務がある人または合計所得金額が1,805万円以下で所得税の納税義務がある人」です。そのため「確認書」が家族全員に送付されない場合があります。

- ▶ **申請方法** 必要事項を記入した「確認書」に必要書類を添えて郵送してください。
- ▶ **必要書類** ①本人確認書類（マイナンバーカードなどの写し）②給付金の振込を希望する口座の通帳やキャッシュカードの写し（該当者のみ）
※「確認書」に記載されているQRコードからオンライン申請も可能です。（その場合は、書類の送付は不要です。）
- ▶ **支給日** 申請に不備がないことを確認してから4週間程度

送付前には書類の添付漏れがないか「確認書の裏面」を確認してください

新型コロナウイルス感染症・インフルエンザ予防接種

問 町民課 保健予防係 ☎0965-52-7154

- ▶ **接種期間** 令和6年10月1日から令和7年1月31日まで（1回のみ）
- ▶ **必要書類** ①予診票 ②本人確認書類（マイナンバーカードなど）③対象に応じた次の書類
 - 60歳以上65歳未満の人：身体障害者手帳など
 - 生活保護受給者：生活保護受給者証など
 - 1歳～高校3年生相当：母子健康手帳・（小学生以下の接種で親の同伴がない場合）委任状

対象者	自己負担額	
	新型コロナウイルス感染症	インフルエンザ
65歳以上	2,100円	1,350円
60歳以上65歳未満※		
60歳以上の生活保護受給者	0円	0円
1歳～高校3年生相当	—	接種にかかった費用のうち2,000円を超える額

※60歳以上65歳未満の人は、心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能の障害またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有する人のみ

接種を希望する人は指定医療機関に直接予約してください

令和6年10月分（12月支給）から児童手当制度が変わります

問 福祉課 子育て支援係 ☎0965-52-5852

児童手当法の一部改正に伴い、児童手当制度が拡充されます。町に住民登録のある18歳以下の子の保護者に書類を送付していますので、新たに申請が必要な場合は、**10月31日☎まで**に申請してください。

拡充のポイント

- ▶ 所得制限の撤廃 ▶ 支給期間を高校生年代まで延長 ▶ 第3子以降の手当額を30,000円に増額
- ▶ 第3子以降の算定に含める子を22歳年度末まで延長 ▶ 支給回数を年6回に変更

	これまで	9月分まで	これから	10月分から
0～2歳	15,000円		15,000円	第3子以降 30,000円
3歳～小学生	10,000円	第3子以降 15,000円	10,000円	
中学生	10,000円		10,000円	
高校生年代	なし		10,000円	
所得制限	あり		なし	
多子加算の算定対象	18歳年度末までの子		22歳年度末までの子 ※	
支給回数	年3回（2・6・10月）		年6回（偶数月）	

※監護に相当する日常生活上の世話および保護をし、かつその生活費を負担している場合

例

20歳・17歳・13歳の場合

これまで	20歳：対象外	17歳：対象外	13歳：10,000円
これから	20歳：対象外	17歳： 10,000円	13歳： 30,000円

豊表経糸価格高騰対策支援事業補助金

問 農業振興課 農産係 ☎0965-52-5854

豊表製織に係る経糸の価格高騰で大きな影響を受けている豊表製織者に、経営継続となる支援をします。

- ▶ **対象者** 町内に住所がある個人または町内に事業所がある法人で町税などの滞納がないこと
- ▶ **対象経費** 令和5年10月1日から令和6年9月30日までに購入（納品）した豊表製織（県産い草100%使用）に係る経糸の購入金額
- ▶ **補助金額** （購入金額（税抜き）－購入金額（税抜き）÷1.3）×0.5（1,000円未満は切り捨て）
- ▶ **申請方法** ①経糸の種類・納品日・購入金額がわかる書類（納品書など）の写し②補助金の振込を希望する口座の通帳の写しを揃えて農業振興課窓口へ提出してください。
- ▶ **申請期限** 令和7年1月31日☎